

ASEAN 知的財産事情

井 口 雅 文*

抄 録 ASEAN 諸国は、1995年の WTO 体制の下で1997年のアジア経済危機を克服し、さらに経済成長を続けている。また、日本と ASEAN 各国との経済的政治的な関係は中国市場の台頭とあいまって、さらに重要性を増している。しかしながら、TRIPS 協定の準拠による法整備が各国で一応の成果を見たものの、審査遅延問題、海賊版対策など各国政府が抱える課題は非常に重く大きくなってきている。この論考は、各問題を端的に解説し、その対処策と、今後日本政府が ASEAN 各国とのパートナーとして協力できる方策は何か、そして日本企業が ASEAN で知的財産を今までどのように捉え、これからどのようにすべきなのかを短観したものである。

目 次

1. はじめに
2. ASEAN の概要とその歩み
3. わが国からの ASEAN への出願状況と現地日本企業のいびつな知的財産管理意識
4. WTO 準拠となる ASEAN 知的財産環境
5. 模索する各国政府の課題
 - 5.1 審査の遅延問題と修正実体審査
 - 5.2 海賊版を巡る国際シンジケートとの戦い
6. 日系企業の不正商品被害状況
7. エイズ医薬裁判に観る ASEAN 事情
8. 日本人出願人及び権利者に求められるもの
9. 日・ASEAN 協力の現状と課題
10. 今後の知的財産分野における日・ASEAN 関係に向けて
11. おわりに

1. はじめに

私は、1996年以来日本知的財産協会関東部会での「アジア知的財産戦略」研修講師を毎年行って来た。その経験を踏まえ今回東南アジアにおける知的財産事情を取りまとめたものである。

2003年12月11日に、日・ASEAN 特別首脳会議が開かれ、東京宣言「新千年期における躍動

的で永続的な日本と ASEAN のパートナーシップのための東京宣言」が採択された。日本は、世界の自由市場化とその地域主義化の真っ只中に存在している。特に ASEAN の存在は、日本においてその安全保障上での重要性と経済貿易の相互依存度の高度化にみられるように、近年、その存在感を大いに増してきている。その背後にあるのは中国の存在である。一方、我々知的財産に関わる人間は、特に1995年 WTO 体制以降、国境のない自由市場への大きな世界経済の活動の流れの中に身を置いているのは言うまでもない。しかしながら、経済や貿易活動においては重視されているものの、ASEAN の中で知的財産分野での知識や活動がどのようになされてきているのかについて、理解不足であることを日々痛感している。今ここで、ASEAN と日本との関係及び ASEAN から見た日本を採り上げ、知的財産の世界がどのように ASEAN の中で生きているのかを観ることは今後の知的財産をアジアでの企業戦略の中で生かす上でも非常に重要であるとの観点から、この稿を纏めてみた。

* S&I バンコク事務所長 Masafumi IGUCHI

2. ASEAN の概要とその歩み

1967年「バンコク宣言」にて設立された東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations）は、冷戦体制下の社会・経済・文化面の相互協力を促進させることを目的としてインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国によって設立されたが、1970年代ニクソン政権による米中接近によるアジアでの緊張緩和が進み、さらに1975年のサイゴン陥落となる。その後、経済貿易、投資についての協力を主眼にし、かつ各国の経済成長とがあいまって、経済協力の模範的モデルとまで言われるようになった。加盟国は当初の5カ国から1984年ブルネイ加盟、1995年ベトナム加盟、1997年ラオス及びミャンマー加盟、1999年カンボジア加盟となり、現在10カ国となっている。

経済的な面からみると5億人の人口を抱え、1992年に第四回首脳会議に ASEAN 自由貿易地域（AFTA）の設置について合意（シンガポール宣言）し、2008年には域内関税ゼロから5%以内を目指しその目標期限を短縮化しながらも、調整努力がなおも続いている。

ASEAN は、現在、日本にとってアメリカに次ぐ貿易相手国となっており、投資先としても日本は東アジア最大の投資国となっている（図1及び図2）。また、日本との主な外交関係においては、ASEAN への係わり合いは ASEAN 設立後早い時期に首脳会合がなされており、如何に外交上重要視されているかが分かる。

1977年第一回「日・ASEAN 首脳会議」（福田ドクトリン「心と心のふれあい」）は第二回 ASEAN 首脳会合の時期に行われ、その後、1997年アジア経済危機には第三回日・ASEAN 首脳会議にて日本は800億ドルの支援実施を表明した。以後、日・ASEAN 首脳会合は毎年開催されている。

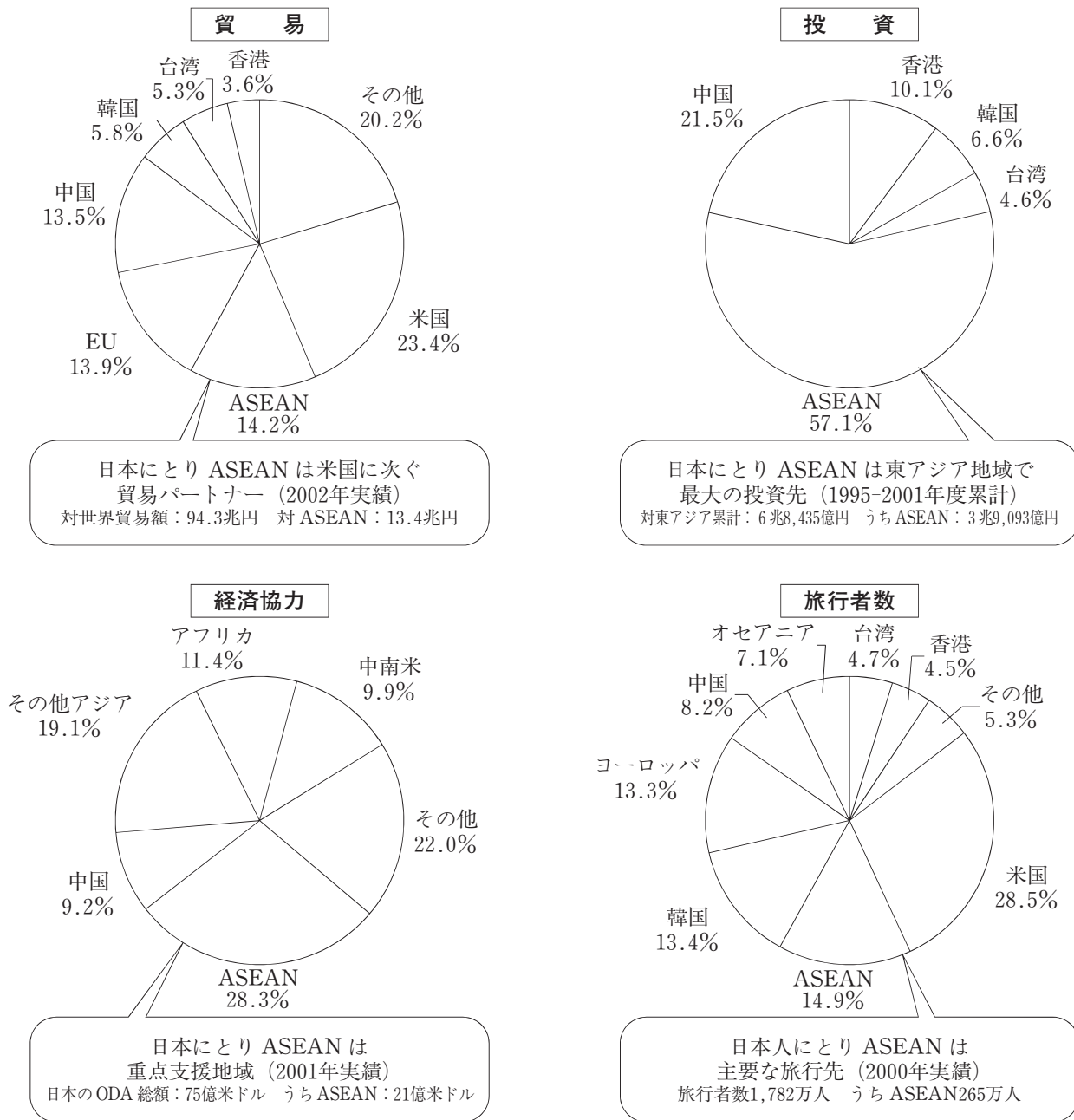
ASEAN という枠組みは、今般さらに韓国、中国、日本を入れたプラス3という枠組みが注目されてきている。最近の ASEAN の知的財産に関わる大きな出来事を選んで年表風に見てみたが（表1）、これから読み取れるように、ASEAN という枠組みは、近年韓国、中国、日本を入れた ASEAN+3 という枠組みに急速に変化しつつある。1997年12月アジア経済危機をきっかけにして第一回 ASEAN+3 が開催された。これは1997年1月の日米防衛ガイドラインへのアジアでの反発を和らげるために当時の橋本首相が日・ASEAN 首脳会合を提案したものであるが、ASEAN 各国は日本だけとの枠組みに反対し、中国・韓国を加えた+3という

表1 ASEAN の知的財産に関わる出来事

年	ASEAN 関係の出来事	その他の出来事
1967	ASEAN 設立（シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア）	
1977	第二回首脳会議、第一回日 ASEAN 首脳会議（福田ドクトリン）	
1984	ブルネイ加盟	
1992	AFTA（ASEAN 自由貿易地域）の設置	
1995	ベトナム加盟、知的財産協力枠組み合意	WTO 発効
1997	ラオス、ミャンマー加盟 第一回 ASEAN+3 開催、第三回日・ASEAN 首脳会議	アジア通貨危機
1998	第二回 ASEAN+3 開催（ハノイ）	
1999	カンボジア加盟 第三回 ASEAN+3 開催（マニラ）、情報技術、電子商取引、中小企業支援を討議	
2000	第四回 ASEAN+3 開催（シンガポール）ASEAN 統合イニシアティブ	
2001	第五回 ASEAN+3 開催（ブルネイ）東アジア自由貿易地域	WTO ドーハ閣僚会議
2002	小泉首相東南アジア歴訪	
2003	ASEAN 特別首脳会議（東京宣言）	WTO カンクン閣僚会議

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

図1 統計で見る日本にとってのASEAN



出典：外務省ホームページ，http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean_03/pdfs/s_kaigi.pdf

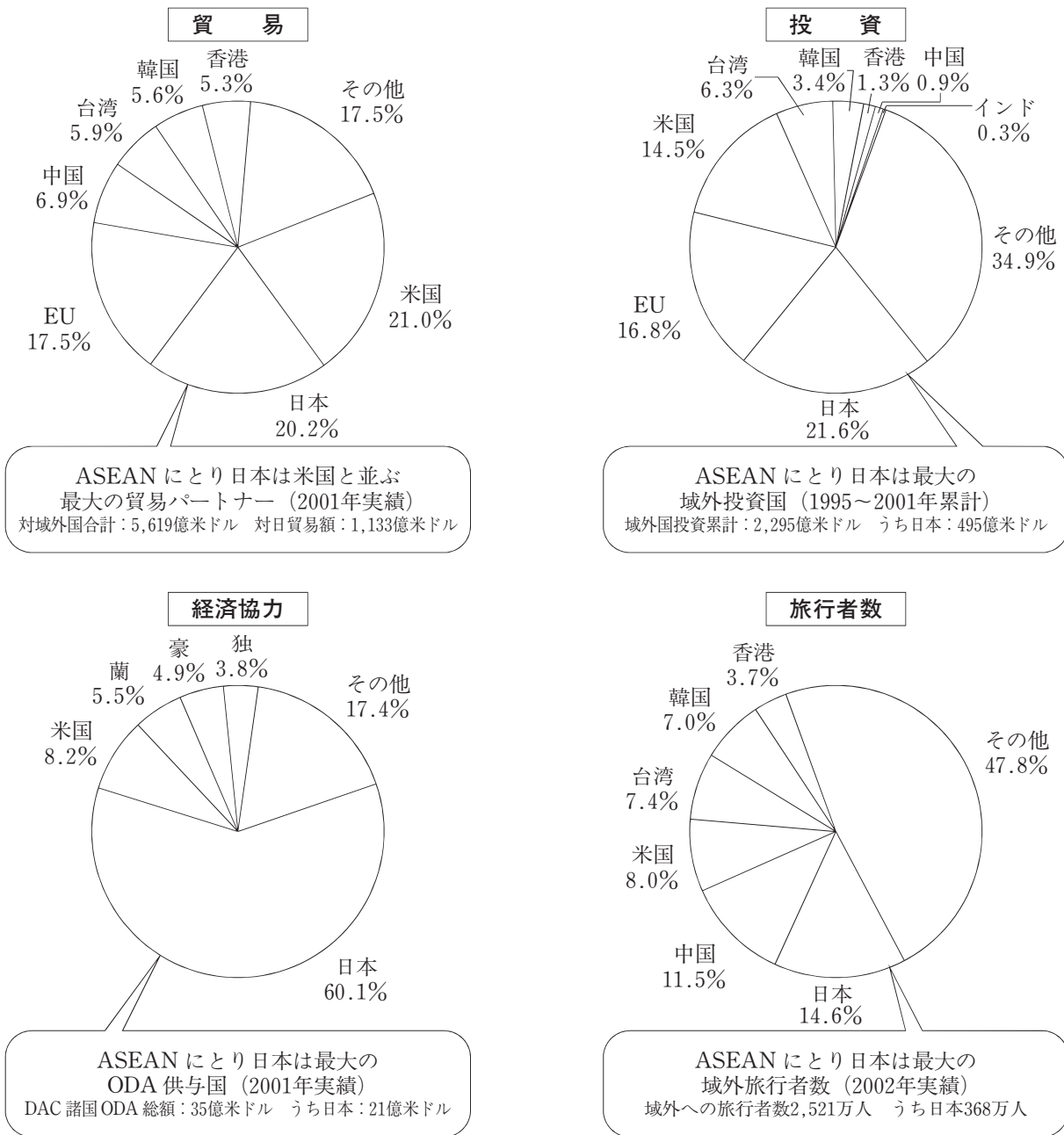
枠組みで設定された。この時期，偶然にもアジア経済危機が勃発し，通貨市場の安定などもこの枠組みの中で議論されるようになったものである。この+3の会合は1998年（ハノイ会合），1999年（マニラ会合），2000年（シンガポール会合），2001年（ブルネイ会合）と毎年行われ，情報技術，中小企業強化，電子商取引と次第に検

討課題を拡大している。

ASEAN 及び ASEAN+3 で経済投資貿易協力において，大いに成果を出している一方で，ASEAN 域内の知的財産分野での協力成果はほとんどその姿を現さないでいる。知的財産分野においては1995年12月（バンコク）に知的財産協力の枠組み合意が ASEAN 首脳会議で採

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

図2 統計で見る ASEAN にとっての日本



出典：外務省ホームページ, http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean_03/pdfs/s_kaigi.pdf

択され、特許及び商標の制度共通化協力が合意されたが、その実現化が日本を含め他国から大いに期待されたものの、ASEAN 全体で統一のとれた成果はほとんどなく、ただ商標出願様式の統一原案なるものがワーキンググループ内で調整されたものの、現実的に使用している国は現在ない。なお、この統一様式については

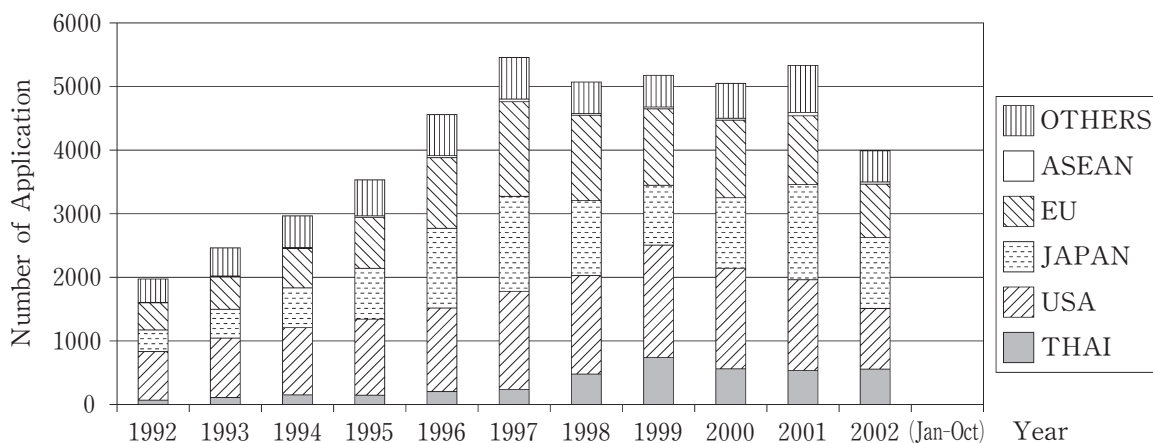
ASEAN 事務局ホームページで公表されている。

3. わが国からの ASEAN への出願状況と現地日本企業のいびつな知的財産管理意識

前述したように ASEAN の日本経済におけ

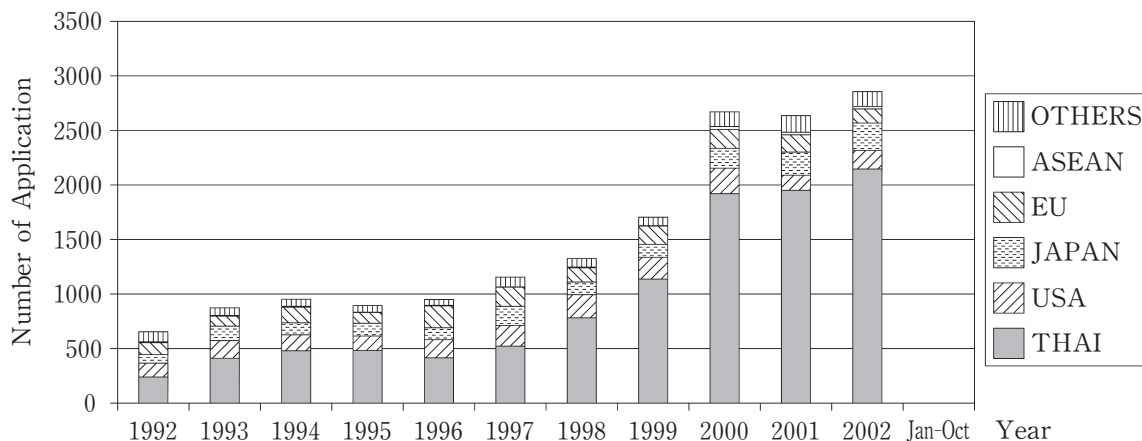
※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

図3 タイの特許出願件数推移



出典：タイ商務省知的財産局ホームページ，<http://www.ipthailand.org/>のデータより作成

図4 タイの意匠出願件数推移



出典：タイ商務省知的財産局ホームページ，<http://www.ipthailand.org/>のデータより作成

るプレゼンスが如何に重要になってきたのか、そして、政治的安全保障上においても重要であることを認識して頂いたと思う。そこで、この知的財産分野では、どのように日本企業は振舞っているのだろうか。統計数字はタイ（特許、意匠、商標）とマレーシア（特許と実用新案）に限らせてもらうが、図表を用いて説明したい（図3，4，5，6）。

これらのグラフで分かるのは、米国企業に比べて日本企業の権利取得意識の欠如である。前段に説明したように、日本のASEANへの莫大な直接投資累積額があるにも関わらず、異常に

も権利取得を行わない実態がある。さらに、権利行使となると、この傾向は顕著である。タイでの知的財産裁判所で受け付けた裁判原告の国籍別データを見て頂きたい（表2）。

これにおいても分かるように、日本人ないし日本企業は権利を主張する意識がほとんどない。タイの特許ライセンス契約はタイ政府への登録を義務付けられているが、これを遵守した日本企業が皆無であり、そのほとんどが米国企業やタイ企業であることも、この知的財産権への意識欠如であるという点を裏付けている。

この意識欠如は、権利取得意識だけには留ま

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表2 タイの知的財産裁判所における原告の国籍

	International Trade			Intellectual Property (Civil Case)			Intellectual Property (Criminal Case)		
	1997	1998	1999	1997	1998	1999	1997	1998	1999
French	0	11	6	0	1	3	41	351	398
German	1	13	6	0	3	3	4	31	49
Italian	0	1	2	0	2	0	20	330	273
Japanese	0	16	10	0	5	5	3	43	57
Swiss	0	0	6	0	4	1	33	321	302
Thai	9	285	426	1	51	41	8	195	421
USA	3	88	20	2	16	8	61	566	473
Other	2	85	80	0	8	11	18	244	314
Total	15	499	556	3	90	72	188	2,081	2,287

となっている。つまり、現地日系企業は、知的財産管理どころか知的財産遵守意識に乏しいと理解してよい。少々昔の話になるが、朝日新聞夕刊記事「熱暑の工房、せっせと密造」1998年3月1日付けには、タイのバンコクで取材している記者に対し、インタビューされたタイのある弁護士は、「偽物を購入する7割は日本人観光客である」と言っているくだりがある。偽物を喜んで買い漁る日本人の姿が実に良く表現されていた。今の現実の現地社会から眺める日本の姿は、意識欠如の現地日本企業群と不正商品対策と声高に叫ぶ日本政府と日本企業本社群という構図ではなかろうか。

4. WTO準拠となるASEAN知的財産環境

2003年という年は、タイでの地理的表示法国会通過、マレーシアでの特許公開制度導入及びPCT加盟国会通過など、大いに東南アジアでの制度改正が進んだ年であり、ほぼ最終的にASEANの先進国は、WTO準拠の制度が整ったものと考えられる。この他にも既にASEANでは、知的財産裁判所を有する国がシンガポール、タイと2カ国あり、タイでは年間3,000件の裁判を処理している。このように見て行くと、海外投資家の目からみて、生産拠点としての必要条件是整ったようにも思える。しかしながら、

制度はもとより運用に至るまで、まだまだ未完成の部分が見られるのも否定できない。次に、今、各国を悩ませている二つの課題について概観してみたい。

5. 模索する各国政府の課題

5.1 審査の遅延問題と修正実体審査

ここ数年の間に東南アジアではベトナム(1993年)、シンガポール(1995年)、インドネシア(1997年)、フィリピン(2001年)と次々にPCT加盟を果たした。この流れは近々、マレーシア、タイにも波及するものと思われる。これらの既に加盟した国では、PCT加盟後の出願件数が劇的に増加することが観察されている。これらの国々で深刻化する審査遅延問題に対処するために、幾つかの国で採用されているのが、修正実体審査である。この制度は実体審査を他国審査結果により簡便化する制度で、法規則に盛り込んでいるのが、シンガポールやマレーシアで、法規則によって指定された国に同一出願を行っていた場合、その審査結果を期限内に提出することにより、実体審査が免除され登録されるという制度である。タイでは、この修正実体審査は、制度の中には明記されていないものの、第一国の他国出願の最終審査結果をタイ政府に提出する義務が出願人にあり、自動的に登録とい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

うよりも審査の参考にするという実務を行っている。これも修正実体審査の範疇に入るのではなからうか。このように他国の審査能力を利用して審査を行い、迅速性と的確性を担保する知恵は、今後東南アジアの奔流となるものである。

この修正実体審査を行っているにも関わらず、依然審査遅延問題が深刻なのはタイである。例えば、タイでの平均的な審査期間は、審査請求後3年から4年経過している。この原因となるのは絶対的に審査官の人数不足である。20数名しかいない審査官で、年間6,000件の出願を処理することは容易なことではない。このため、審査官増員を図るものの、審査官給与の低さから優秀な審査官はなかなか獲得できない事情がある。これを補うために審査外部委託制度を設立しているものの、実体上まだ機能していない。

このため、独立会計を制度化し、審査官を増員する方向になったのが、フィリピンやマレーシアである。タイでは、この施策は政府で採用しない方向である。未だ決定的解決策はない状態が続いている。唯一つ、この修正実体審査を補完し、迅速化させる狙いが、日本政府がASEAN+3で提唱したアジア工業所有権ネットワーク構想である。これは後述することにした。

5. 2 海賊版を巡る国際シンジケートとの戦い

ASEAN 各国が悩んでいるもう一つの課題が、海賊版対策である。毎年米国政府から発表される海賊版率に右往左往されながら、各国政府は対米交渉を行っている。つい10年前までは、シンガポール、台湾が海賊版製造基地として大いに名を馳せていたが、現在では、この製造拠点、マレーシアやタイに移りつつある。タイでは、CDの複製装置の政府登録が行われているが、その製造能力は、タイでのCD消費をはるかに上回っていることが判明している。

このような海賊版は、決して先進国だけが被害国ではない。今では、インド映画の海賊版がマレーシアで出回っており、インド政府はマレーシア政府に取り締まりの強化を要求している。また、タイの音楽CDの海賊版はカンボジア、ベトナム、ラオスで生産されており、タイ政府は常に監視を続けている。

1999年には、タイの首相官邸（当時チュアン首相は私邸を利用しており、公邸は空き家であった）で多量の海賊版CDが発見され、ガードマンやマレーシア人運転手が逮捕された。この事件では、官邸がCDの物流拠点に利用されていたことが判明し、マレーシアを含む大規模な国際的シンジケートが存在することが明らかになったのである。

このようなシンジケートとの戦いは、マレーシアでは武器を携行した取締官が、銃撃戦に及ぶこともある。まさに命がけの取り締まりである。最近では、さらに高度な方法として海賊版製造を公海上で行い、それを夜に快速艇で海岸に持ち込むものまで現れている。

以上の如く、著作権侵害の問題のように東南アジアが製造国となる場合もあるが、他の意匠や特許のような不正商品においては、東南アジアは製造国というよりも、むしろ不正商品流通国と位置づけられている。

6. 日系企業の不正商品被害状況

2003年1月に日本貿易振興会によりタイの日系企業2,000社に対して、アンケート調査が行われた。中国でも似た調査を行っているため、比較して、その特徴を挙げると、40%以上の企業が被害を受けているにも関わらず、その対策をする意思がないことを示している。また、予算措置もなく、ある程度予測はしていたが、無関心が明確に数字となって現れている（表3）。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表3 模倣品被害実態調査(タイ)

設問2 貴社製品のタイ国内での偽物被害状況

選 択 肢	タイ		中 国
被害は深刻である	20	9.3%	13.4%
被害はあるが深刻ではない	33	15.3%	22.2%
偽物はあるようだが実態は不明	36	16.7%	18.7%
偽物被害の事実はない	107	49.5%	34.7%
不 明	11	5.1%	11.0%
無 回 答	9	4.2%	—
合 計	216	100.0%	100.0%

設問17 偽物対策への予算

選 択 肢	タイ		中 国
1億円以上	0	0.0%	3.4%
8千万～1億円未満	0	0.0%	1.3%
5～8千万未満	1	1.9%	4.0%
2～5千万未満	3	5.7%	5.4%
2千万未満	41	77.4%	77.9%
不 明	0	0.0%	8.1%
無 回 答	8	15.1%	—
合 計	53	100.0%	100.0%

設問14 偽物の輸入を水際で防ぐため税関に商標権に基づく保護の申請をしたことがあるか

選 択 肢	タイ	
したことがある	3	5.7%
検 討 中	12	22.6%
したことがないし、する予定もない	38	71.7%
無 回 答	0	0.0%
合 計	53	100.0%

設問22 日本本社におけるタイの偽物問題に対する認識は

選 択 肢	タイ		中 国
トップまで情報を共有しトップの認識も高い	16	30.2%	36.2%
対応部署まで情報共有し担当部署からのサポートがある	15	28.3%	37.6%
本社まで情報を上げているが本社の認識は低く対応してもらえない	3	5.7%	7.4%
本社に情報を上げるほど現地で対応しきれていない	10	18.9%	12.1%
不 明	6	11.3%	6.7%
無 回 答	3	5.7%	—
合 計	53	100.0%	100.0%

出典：第一回タイ模倣被害実態アンケート調査結果(2003年, JETRO バンコクセンター・経済産業省特許庁), 第二回中国模倣被害実態アンケート調査結果(2003年, JETRO バンコクセンター・経済産業省特許庁)から抜粋

7. エイズ医薬裁判に観る ASEAN 事情

近年エイズ医薬品の強制実施権問題が途上国で大いに話題となっている。これは日本で感じるよりもはるかに深刻な問題であるため、この段を借りて紹介しておきたい。特にタイでは、この課題に対し、ユニークに対応をして来たのでここに紹介したい。

タイには HIV 感染者が百万人いると言われている。これはタイの人口が6千万人だから、60人に1人の割合となる。このような事態から、タイ政府は、医薬品企業からエイズ医薬を国家

予算で買取り感染者に配布する事業を展開している。しかしながら、この多くの感染者全てに行き渡るはずはなく、医薬品企業との価格交渉に持ち込まれるのが常であった。

1999年11月頃よりタイ世論は、医薬品の価格をさらに下げするために、強制実施権規定を実行するようにタイ政府に迫ったが、2000年1月にタイ政府はこの実施を見送った。理由は、対米交渉への悪影響の危惧であった。

この時に議論の中心になった特許が、ブリストルマイヤーズスクイブ社の DDI 特許 (DDI= 医薬品名, タイ特許番号7600) である。タイ政

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

府がとった施策は、この特許に抵触するかのよ
うな医薬をタイ政府の医薬品局工場で生産開始
するというものだった。

これに驚いたタイのエイズ民間団体は、侵害
行為を容認するように米国大使館に陳情を行う
一方、民間団体はこの特許無効の訴えを知的財
産裁判所に起こし、2002年に審査差し戻しの判
決が下った。この裁判は、ブリストルマイヤー
ズスクイブ社特許出願に当初数値限定クレーム
が入っていたものが、オーストラリア特許に合
致させるための補正を行った際に、この数値限
定クレームが外れたため、補正が出願当初の発
明の要旨を超えたものと裁判所が判断し、審査
を差し戻したのである。このためタイ政府で生
産を開始しているエイズ医薬は特許侵害とはな
らず、合法的に製造を続けることが可能となっ
た。今ではこのような安価なエイズ医薬をシン
ガポールからも買い付けに来るようになってい
る。この裁判での意義は、本格的な医薬品裁判
としては史上初めてである点、さらに「補正」
という手続きの重要性をようやくタイの司法が
気づいた点である。特に法制度において補正に
ついての整備が今ひとつ欠けている点が明らか
になったのである。

エイズ医薬問題に関するこの一連の出来事は、
強制実施権の有効性を世に問うこととなり、他
の途上国に対し大いに影響を与えたのである。
時を同じくして、WTOの世界では2001年11月
のドーハの閣僚宣言（公衆衛生に関する宣言）
に見られるように、エイズ医薬品が大いに議論
された時期でもあった。

8. 日本人出願人及び権利者に求めら れるもの

果たして今までどのような戦略で日本人は東
南アジア諸国に出願してきたのであろうか。多
くの不正商品問題を抱えながらも権利取得を怠
ったツケが今まわってきているのではなかろう

か。また、最近の日本政府主導の知的財産戦略
の影響で、経営会議の場でようやく知的財産が
議論になってきたと思うが、企業での経営会議
において、アジアでの知的財産関連情報が余り
にも少な過ぎるし、入手しづらいのではなかろ
うか。このような状況では、的確な経営戦略な
ぞ不可能であると断言してよい。根本的対策は
これからの日本政府が強力に支援するプロジェ
クトの成果を待つとして、現在とりうる企業側
の方策というか心得を以下のように列挙してみ
た。

(1) 権利取得を行い、現地企業関係者及び顧 問弁理士や弁護士との意思疎通を欠かさ ないこと

現地で操業している企業が、今自分が使用し
ている権利がどのような権利なのかが十分に分
かっていないことが多い。少なくともライセンス
契約や商標関連の契約を使用者として十分理
解することが大切である。特に日系企業の場合、
資本の多くは形の上でも現地資本を含んでいる
場合がほとんどである。最初は仲の良い合弁相
手でも、いずれは色々なトラブルに巻き込まれ
る可能性がある。是非、一度、現場の管理職に
チェックをさせてみては如何だろうか。

また、法律事務所との連携も非常に大事であ
ろう。常日頃の現地企業と法律事務所との関係
強化も大事であることは言うまでもない。

(2) 不正商品を出さない工夫と出させない工 夫を

不正商品の市場での発生を企業の経営危機の
一つであると認識して、その予防策を講じる必
要がある。不正商品を自らの組織や関係者から
出さない工夫として、退職者の秘密保持規定の
整備や雇用契約の見直し、取引先との契約での
正規商品取り扱い義務規定整備、機密情報の取
り扱い規定整備など、また、他者に不正商品を

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

作らせない工夫、つまり不正商品を出させない工夫として、知的財産権の明示、模倣防止の工夫をした製品開発、模倣された場合にデザインを変更するなどの対処方法を、是非社内で議論しておきたいものである。

(3) 現地発明の取り扱い規定の整備を

最近では研究開発拠点を現地に設けたり、日本からの研究者の出張により現地で発明したりする例が増えつつある。このような場合、現地での現地人発明の取り扱いを誤ると、労働問題にも発展しかねない。特に東南アジアでは、労働組合組織は組織的には強くないものの、一旦紛争が起きると企業イメージを壊しかねないくらいに発展する可能性がある。是非、今のうちに各国の法制度に準じた社内規定を早急に整備しておきたいものである。

(4) 知的財産にかかるプラス面での現地での活動を

東南アジアでは、知的財産という制度は欧米から強制的に導入された。タイでも特許法ができたのが1979年で、いまだ30年を経していない。特に、東南アジアではいきなり不正商品対策から導入されているため、知的財産＝欧米の利益という思考回路が出来上がっている。従って世論は、知的財産施策についての反応は全てにおいて否定的にでる。そこで、日本人権利者には、是非このような知的財産へのイメージを社内活動や社会貢献活動を通じて払拭して貰いたいものである。このことが後述する普及啓蒙活動へと繋がっていくのである。

9. 日・ASEAN 協力の現状と課題

日・ASEAN 間の知的財産協力について、現状と将来について少々述べてみたい。日・ASEAN 経済閣僚会議にて約束した人材育成協力プログラムにより、AOTS（海外技術者協

会）、JICA（国際協力事業団）を通じた知的財産教育が1996年4月より既に8年間、述べ1,600名以上の規模で行われており、その範囲は政府関係者、企業担当者、弁護士、弁理士、裁判官、検察、警察などのエンフォースメント関係者にも及んでいる。日本での教育と同時に、東南アジア各地でのセミナー、さらに必要とする企業には専門家派遣が行われてきている。

これらの人材協力の他に、二国間協力をASEAN 各国と行っており、タイ、ベトナム、フィリピンと現地担当政府機関への機械化支援協力による事務処理や審査処理効率化を全面的に図っている。

これらの機械化に関する協力は1995年タイ政府に対して検索システム開発協力（工業所有権情報センタープロジェクト）が開始されたのを皮切りに、フィリピン（産業財産近代化プロジェクト）、ベトナム（産業財産近代化プロジェクト）と順次展開してきた。既にプロジェクトが完了しているものもあるが、その多くは大局から見ると、未だに各プロジェクトにおいて不完全であり、その全てが今後の継続した支援の戦略的展開が望まれている。

時間軸から見ると、日本政府がASEANに展開している知的財産協力は、2000年のタイ政府への工業所有権センタープロジェクト完成時から、機械化支援に関してほぼ一歩も戦略的展開がなされていないことが良く読み取れるのである。特に最近の2年余りの停滞は、日本政府からの直接的援助からWIPO経由の間接的援助体制へと援助主軸を移動させてきた時期とほぼ機を一にしており、この現象は日本政府の大いなる迷走と表現してよい。それは、2003年12月に行われたASEAN投資ビジネスアライアンスでの小泉首相スピーチ「素直なパートナー」とか「共に歩み共に進む」精神に反しているようにも私の目に映る。

このような状況の中で、唐突にも2001年に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ASEAN+3で日本政府が提案したAIPN（アジア工業所有権ネットワーク構想）は、今後のASEAN協力に非常な展望を与えたものと評価してよい。このネットワーク構想は、日本の審査結果を一方向的に相手国審査に供与するばかりでなく、双方向の審査官が審査結果を共有できる場を作り出すものであり、いわば審査共有空間を東南アジア全域に生み出すものである。このことは、前述した修正実体審査を側面からサポートする重要なシステムとなり得る。さらにこのネットワークを外開放すると、出願関連情報が外部から見えるようになり、東南アジア全域の出願や権利状況を一目で読み取れるようになる。これは、今、企業経営者が最も必要とする情報ではなからうか。アジアでの企業戦略で必要とされる知的財産の情報が、今まで1ヵ月以上も調査しなければ得られなかったものが、一瞬にして経営判断に供されるならば、これこそ日本企業ばかりか世界企業がほしがっていたものとなるであろう。今後、この構想がどのように展開し進捗するかが非常に注目される処である。

人材育成協力も新しい段階を迎えている。日本政府が今までアジアから知的財産関係者を受け入れた体制を一步前進させ、2003年11月よりタイの裁判官15名を研修に迎え入れた。実務家や政府関係者だけではなく、司法関係者にも人材育成を行っていくことへ日本政府は一步踏み出したものと評価している。さらに、現地での人材育成として2001年から2年にわたり、WTOキャパシティビルディングプログラムと称し、タイではトレーナーズトレーニングを実施した。このプログラムの特徴は、知的財産の普及啓蒙を担う講師に対して、「如何に教えるか」「如何に関心を持って聞かせるか」を重点的に行ったものである。これも2003年から現地で実際に普及活動が本格的に始まった。このような地道な人材育成努力が幅広く実を結ぶことを

私は確信している。

このような普及啓蒙活動は、現地政府だけではとても活動できないものである。そこで、民間団体の現地育成が、実は大きな基盤となるのである。マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナムともに、大なり小なりの民間団体が活動しているが、その財政基盤や人材基盤は必ずしも十分とは言えない。私の関与しているタイでは、知的財産同窓会（Intellectual Property Alumni Association, IPAA）という団体を、日本で研修を受けた人たちが中心になって2001年に旗揚げした。この設立には日本知的財産協会も大いなる寄与があったことを付言しておきたい。現在、会員数約100名を擁し、定期刊行物の発行、セミナー、弁理士研修、弁理士試験、子供向け創造性開発キャンプなどを広範囲に実施している。

残る課題は、前段で述べた日系企業への啓蒙普及である。日本政府が主催する援助施策においては日系企業社員を対象にした研修プログラムは何故か無い。今までこの矛盾を訴え続けてきているが、日本政府は従来方針を変えようとはしない。この日系企業への普及こそ、現地での知的財産意識を向上させる鍵であると考え、現在、上述した民間団体であるタイ知的財産同窓会を通して、工業団地セミナーを企画した。日頃バンコク都心部には出て来れない日系企業社員向けに、操業している工業団地数箇所を選び出し、現地でセミナーを開くものである。しかしながら、日本人経営者側の要望する知的財産知識と、現地従業員が知らなければならない知的財産知識とは当然相違するため、この多様性に対応するかを今後大いに検討しなければならない。私は2003年3月経済産業省で策定された「知的財産の取得・管理指針」「技術流出防止指針」「営業秘密管理指針」の末端の現場までの普及も意図したが、各企業のそれぞれの事情や日系企業被雇用者に対する「発明抑制」

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

などの事情から、これらの普及内容や方法を再検討せざるを得ない状況にある。これらの一連の活動も2004年前半に目処をつけたいと思っている。

普及啓蒙活動は、いわば知的財産をポジティブに印象付ける活動である。これに対して、不正商品対策への協力は意識向上のような長期間で効果が現れるような協力では効果がない。むしろ短期で効果が出るものでなければ、意味がない。前述した海賊版のような著作権侵害を除いて、他の知的財産侵害物については、東南アジアは流通国と捉えられている。つまり、中国などの不正商品製造国からの流入品が多く的事件を占めている。このため、水際措置が最も必要な手段となる。つまり、税関での措置である。

この税関の措置であっても、TRIPS規定では商標及び著作権に限られているが、意匠は少なくとも差止め請求範囲に包含させなければならない。さらに、実務の上で、各税関での差止め措置が行い易い環境を提供することが日本企業にとって非常に重要な協力となる。果たして、東南アジアの各国の税関でまともに差止め請求を実施している税関があるだろうか。シンガポールのような小国は別として、タイやベトナムのように国境線が長い地域では、税関の仕事は、麻薬や密輸の取り締まりだけで精一杯である。このため、わが国が水際措置と政府間交渉の場で叫んでも何も効果がないのが現状ではなかろうか。

そこで、このような各税関に対し、中央税関に差止め請求を行った情報を、ネットワークを通じて国境税関の隅々まで届くようなシステムを東南アジア各国に提供してはどうかと各処のセミナーで繰り返し主張している。麻薬の取り締まりに忙しい税官吏の手を煩わせないように、簡便に疑わしい商品情報を手元に送るようなシステムを是非実現させ、隣接地域の市場からの流入品を防ぎ、5億の人口を抱える東南アジア

市場を守りたいものである。

10. 今後の知的財産分野における日・ASEAN 関係に向けて

2003年8月WTOカンクン会合が瓦解した今、世界は多国間交渉の限界を感じながら、二国間自由貿易交渉へと重心を移しつつある。日本はASEANに対する時に、その二国間での交渉内容にさらに関心を高めていかなければならない。確かに2002年には日本とシンガポールとの自由貿易協定（日本シンガポール新時代経済連携協定）が調印されたが、この中に書かれている知的財産分野での内容は外交的には大いに評価されるべきだが、実務家からみて余り評価されるものではない。これらの過去の経験を踏まえて、一体どのような交渉がされていくべきか大いに関心を持って議論するべきものである。

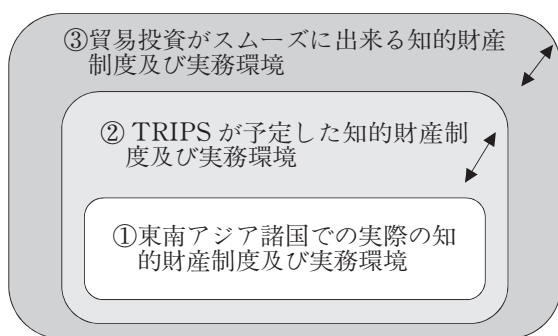
たとえば、外務省が公開した文書の中で、「日タイ経済連携協定タスクフォース報告」(2003年12月)（外務省ウェブサイトで公開されている）というものをご存知だろうか。この中に現在、二国間で討議されている課題が盛り込まれている。本稿の末尾に表4として添付した付属書6「知的財産権の可能な要素」を一覧すれば分かるように、他のマレーシアやフィリピンとの二国間交渉内容よりも、はるかにタイに対する検討議題内容が細かいことに気づくことであろう。これは、タイ国内部から観察された結果であり、今まで約8年間にわたるタイ政府への専門家個別派遣の集大成でもある。このように今までの専門家派遣から得た知識を基盤として体系的に要求事項を練り上げて行くことこそ、今後の二国間自由貿易交渉への布石となるものである。

さらに、知的財産権利用者の立場の観点から述べると、ASEAN各国への生産拠点移設は、既に研究開発拠点設置にまで進みつつある。最近の大手企業の東南アジアでの研究開発部署設置ニュースは新聞報道でも取り上げられている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

このような状況は、WTO体制が要求する最低限の知的財産環境では既に間に合わなくなりつつあるのではないだろうか。これを図7に表してみたが、まさに各国に要求されるのは、その国に応じたレベルの知的財産環境である。これらを仔細に事項別にまとめることこそ、二国間協議で必要なのである。是非、今後の日本企業の権利取得や権利活用が生産や研究開発活動を通じてスムーズに行える制度運用をASEAN各国に求めたいものである。

図7 知的財産環境



11. おわりに

この稿を借りて私見を述べてみた。日頃観察し感じてきたことを纏めたものだが、東南アジアでの知的財産問題は、この稿だけには留まらず、生物海賊問題、植物新品種問題、伝統的芸能など様々な課題が上がってきている。東南アジアだけではないと思うが、知的財産という社会制度を捉える時に、決して法制度規則や数字を斜め読みしただけでは理解できない。最近では *in vivo* の中で*、すなわち知的財産制度の運用や知的財産活動の実態を通じて観察するように各所の講演で主張している。社会や経済や地理などの違いでその国の知的財産は大いに違うはずであるという自説である。東南アジア特にASEAN地域の知的財産はその国々の多様性

* *In vivo*：実験の環境として生体またはその一部をそのまま使うことを意味する（研究社「理化学英和辞典」より）

を考えると千差万別であることは当然であろう。この多様性を生かしてこそ東南アジアでの知的財産戦略が成り立つのではなかろうか。読者諸氏からのご意見やご批判があらうかと思うが、少しでもこの稿を通してASEANという国々に関心を持って頂くことが私の意図する処である。

表4 付属書6. 知的財産権の可能な要素

- ・ タイ特許法19条2項に規定された優先権主張の適切な取り扱い
- ・ 出願人による出願の自発的な分割
- ・ 委任公証手続の簡素化
- ・ 書類提出義務の簡素化
- ・ 書類の電子交換についての検討
- ・ 両国特許庁発行の知的財産関連の文書、全クレームを掲載した公報や審決の一般公開
- ・ 両国特許庁発行の知的財産関連の文書、公報や審決の紙質等の品質向上
- ・ 知的財産関連の文書、公報や審決の英訳の検討
- ・ 各種国際分類の採用
- ・ 異議申立手続に不備があった場合の出願人への通知と補正機会の提供
- ・ 包袋情報の一般公開
- ・ 知的財産制度及びその認知度の改善
- ・ 国境措置の特許権・意匠権・種苗権への拡大
- ・ 権利者に対する過重な情報提供義務設定の禁止
- ・ 知的財産権の権利侵害品を原因とする損害に対する裁判所による損害額算定手法の明確化
- ・ 商標権や著作権の故意の権利侵害に対する刑事罰の適用
- ・ 模倣品、海賊版対策に関する情報提供
- ・ ソフトウェア関連発明の保護
- ・ ビジネス方法関連発明の保護
- ・ 微生物関連発明の保護対象を自然に存在する微生物まで拡大
- ・ 特許に関する新規性喪失の例外の適用範囲拡大
- ・ 審査結果の利用促進（修正実体審査（MSE）制度の導入等）
- ・ 早期審査制度の採用
- ・ 優先審査制度の採用
- ・ 部分意匠の保護
- ・ 意匠権の保護範囲を類似する意匠まで拡大
- ・ 意匠に関する新規性喪失の例外の適用範囲拡大
- ・ ニース分類における分類単位での課金体系の採用
- ・ 著名商標の保護範囲を（自国において著名である商標だけでなく）、相手国においてのみ著名である商標にまで拡大
- ・ 不正競争行為の禁止
- ・ 営業秘密の保護
- ・ 植物新品種の保護

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ・インターネットドメインの保護
- ・インターネットドメインに関する不正競争行為の禁止
- ・以下に挙げる知的財産権保護に関する国際条約への加盟
- *工業所有権の保護に関するパリ条約
- *特許協力条約
- *ローマ条約
- *著作権に関する世界知的所有権機関条約
- *実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約
- *標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- *商標法条約
- *特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- *国際特許分類に関するストラスブール協定
- *標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
- *植物の新品種の保護に関する国際条約

出典：経済産業省ホームページ, http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/thailand_report6_j.pdf

参考文献

- 1) 岩波講座, 東南アジア史 第9巻 「開発」の時代と「模索」の時代, (2002年) 岩波書店
- 2) ASEAN 概要 (2002年) 外務省ホームページ, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/>
- 3) ASEAN 事務局ホームページ, <http://www.aseansec.org>
- 4) ASEAN 知的財産協力枠組み合意書, <http://www.aseansec.org/2193.htm>
- 5) ASEAN 共通商標出願様式, <http://www.aseansec.org/6423.htm>
- 6) 日本とASEAN (2003年), 外務省
- 7) 井口雅文監修, タイの知的財産制度(2002年), バンコク日本人商工会議所
- 8) S&I Bangkok International 編 模倣対策マニュアル, タイ編 (2003年), 日本貿易振興会
- 9) 知的財産の取得・管理指針 (2003年), 経済産業省, http://www.meti.go.jp/policy/competition/main_01.html
- 10) 技術流出防止指針(2003年), 経済産業省, http://www.meti.go.jp/policy/competition/main_01.html
- 11) 営業秘密管理指針 (2003), 経済産業省, http://www.meti.go.jp/policy/competition/main_01.html
- 12) アジア地域における知的財産に係る民間レベルの活動実態調査報告書 (2003年), UFJ 総合研究所
- 13) 発明通信, まだまだ低い日本企業の意識 (2001年8月1日), 発明通信社
- 14) 発明通信, 水際措置に官民一体の取り組みを (2002年2月1日), 発明通信社
- 15) 発明通信, 東南アジアでの民間協力の活性化を (2002年6月1日), 発明通信社
- 16) 発明通信, 模索する東南アジアの知的財産先進国～シンガポールを観る(2002年11月), 発明通信社
- 17) 発明通信, アジアにネットワーク化のうねりを (2002年9月1日), 発明通信社
- 18) 発明通信, 「模倣品を出さない」「模倣品を出さない」(2003年3月1日), 発明通信社
- 19) 発明通信, 途上国向け裁判官研修に期待する (2003年7月1日), 発明通信社
- 20) 発明通信, 本格化する普及啓蒙活動 (2003年12月1日), 発明通信社
- 21) 日本特許庁, 産業財産行政の現状 (2003年)
- 22) S&I International Bangkok Office ホームページ, <http://www.s-i-asia.com>
- 23) 朝日新聞夕刊, 「熱暑の工房, せっせと密造」(1998年3月1日)
- 24) タイネーション (Thai Nation: タイの英字紙大手, <http://www.nationmultimedia.com/>) 紙, 「Silom firm caught in piracy raid」(1999年8月7日)

(原稿受領日 2004年1月5日)